

入学時特別増額貸与奨学金申込書（予約採用者個別対応用）

独立行政法人 日本学生支援機構理事長 殿

私は、「第一種奨学金又は授業料後払い制度」「第二種奨学金」の予約採用候補者の決定を受け、進学に際し、基本貸与月額に加え入学時特別増額貸与奨学金（10 万円・20 万円・30 万円・40 万円・50 万円からの選択制）の貸与を申し込みます。

本奨学金の貸与が認められた場合は、日本学生支援機構法施行令及びその他諸規程等に定める規定を遵守し、返還することを確約します。

太線枠内は正確に、もれなく記入のうえ学校に提出してください。

提出日	2025 年 月 日															
登録番号（※1）								—	1	0		—				
在 学 校	大学(院) 短期大学 学校						学部 課程		学科(科) 研究科		学籍番号					
フリガナ 氏 名									生年月日		(西暦) 年 月 日生					
入学時特別増額貸与 奨学金の希望する貸与額 (いずれかを○で囲む)	10 万		20 万		30 万		40 万		50 万							
入学時特別増額貸与 奨学金を希望する事情																
利 率（※2） (いずれかを○で囲む)	利率固定方式								利率見直し方式							

※1 大学院奨学生候補者の登録番号は右に詰めて記入。

※2 基本月額が第一種奨学金又は授業料後払い制度（授業料後払い制度は大学院修士課程相当のみ）候補者のみいずれかを選択してください。基本月額が第二種奨学金候補者は、進学届提出時に選択した利率の算定方式が適用されます。

【 注意事項 】

○基本月額が第一種奨学金又は授業料後払い制度のみの場合

- 保証制度で人的保証を選択した場合は、進学届で登録した連帯保証人及び保証人の方に第一種奨学金又は授業料後払い制度と併せて入学時特別増額貸与奨学金についても保証していただくことになりますので、必ず事前に了承を得たうえで本申込みを行ってください。
- 入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法は、採用決定後は変更できません。
- 「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願」の提出は不要です。

○基本月額が第二種奨学金のみの場合及び第一種奨学金又は授業料後払い制度・第二種奨学金併用貸与の場合

- 本申込書に併せて「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願」を必ず提出してください。
- 保証制度で人的保証を選択した場合は、進学届で登録した連帯保証人及び保証人の方に入学時特別増額貸与奨学金についても保証していただくことになりますので、必ず事前に了承を得たうえで本申込みを行ってください。
また、「入学時特別増額貸与奨学金に係る貸与総額増額願」の「連帯保証人欄」及び「保証人欄」に進学届で登録した連帯保証人及び保証人の方の署名と実印の押印、併せて実印の印鑑登録証明書の添付も必要です（返還誓約書へ添付する印鑑登録証明書とは別にもう 1 通用意が必要です）。
- 利率の算定方法は、貸与中の一定期間変更することができます（変更できる期間は学校に確認してください）。

上記の願出を適当と認めます。

(学校の証明) 年 月 日

学 校 名

関係課長(※)

学 校 番 号	—
学校電話番号	
担 当 者 名	

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務（返還業務を含む）のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、業務委託先及び文部科学省に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。